

## 農地等手づくり復旧支援事業補助金交付要綱

### 第1 目的

本事業は、令和6年能登半島地震により被災した農地や農業用施設のうち、国の災害復旧事業の対象とならない小規模な災害を農家自ら施工する復旧工事にかかる経費を支援するものであり、復旧を適切かつ迅速に行うことで早期の営農再開を促し、農家の生産力維持と経営の安定及び耕作放棄地の増加を抑制することを目的とする。

### 第2 事業実施主体及び事業の内容

#### 1 共通事項

本事業への申請を希望する者は、市町、農林総合事務所等の関係機関と協議の上、あらかじめ関係者の合意形成を図ったうえで、申請するものとする。

#### 2 事業実施主体

市町、土地改良区、町会、生産組合、農業法人、その他事業実施主体として市町長が適当と認める者

#### 3 対象施設

##### (1) 農地

田、畑、その他（耕作放棄地は除く）

##### (2) 農業用施設

ア かんがい排水施設（用排水路、頭首工、ため池、揚水機等）

イ 有効幅員1.2m以上の農業用道路（橋梁、索道含む）

ウ 農地又は農作物の災害防止施設（堤防、階段工、承水路等）

#### 4 事業の内容

##### (1) 本復旧工事

ア 従前の効用や機能を回復するための工事

##### (2) 仮復旧工事

ア 被害の拡大防止のために緊急的に必要な工事

イ 営農を再開するために一時的に必要な工事

#### 5 事業の採択要件

次のア～オに掲げる事項をすべて満たすこと

ア 令和6年能登半島地震により被災した農地及び農業用施設であること

イ 国の災害復旧事業や多面的機能支払交付金等の復旧支援の対象外となった災害復旧であること

ウ 本事業を実施することにより、営農の再開が見込めること

エ 1箇所あたりの工事費が1万円以上であること

オ 直営施工等により実施される工事であること

### 第3 事業の実施

#### 1 事業実施計画の作成

##### (1) 市町が事業実施主体の場合

市町長は事業実施内容を記載した農地等手づくり復旧支援事業実施計画（以下「実施計画書」という）（別紙第1）を作成し、農林総合事務所長を経由の上、知事に提出（別記様式第1）するものとする。

## (2) 市町以外が事業実施主体の場合

事業実施主体は、実施計画（別紙第1）を作成し、市町長に提出（別記様式第2）し、市町長は実施計画が本事業の趣旨に適合すると認める場合は、農林総合事務所長を経由の上、知事に提出（別記様式第1）するものとする。

### 2 実施計画書の承認

知事は1の(1)、(2)により提出された実施計画が適当と認めるときは、当該計画を承認するとともに、農林総合事務所長を経由して市町長に通知するものとする。

### 3 実施計画の変更

事業実施に際し、実施計画の内容に重要な変更が生じた場合には、変更内容を記載した実施計画を上記の1から2までに準じて提出し、知事の承認を得るものとする。

## 第4 事業の実施期間

本事業は令和6年1月1日以降に実施される復旧工事を対象とする。

## 第5 補助金交付

1 知事は、本事業に要する経費に対し、予算の範囲内において地方自治法第232条の2の規定に基づき、市町に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）及びこの補助金交付要綱の定めるところによるものとする。

2 本事業に要する経費に対する補助率は75%以内とし、交付額の上限は1箇所あたり30万円以内とする。

3 規則第4条に規定する補助金交付申請書は別記様式第3号、規則第13条に規定する補助金実績報告書は別記様式第4号、規則第16条に規定する補助金請求書又は補助金概算払請求書は規則別記様式第5号、規則別記様式第6号のとおりとする。

4 規則第6条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる以外の変更とする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業実施主体における事業費の30%を超える増減

(3) 事業箇所数の増減

## 第6 助成対象外の経費

助成対象者が消費税の課税対象者である場合は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）は本事業の対象としない。なお、知事は経費に消費税等仕入控除税額が含まれている場合、その判明時期により、次のとおり取り扱うものとする。

1 補助金等の交付決定の段階で、当該補助事業等における消費税等仕入控除税額が明らかでない場合、消費税等仕入控除税額を除いた額について交付決定を行うものとする。

2 補助事業等の実績報告の段階で、当該補助事業等における消費税等仕入控除税額が明らかになる場合、精算条件を付した上で消費税額等相当額を含めて補助金の交付決定を行い、実績報告及び補助金の額の確定について、消費税等仕入控除税額を除いた額で行うものとする。

- 3 補助金等の額の確定後、消費税等の申告により当該補助事業における消費税等仕入れ控除税額が明らかになる場合、返還条件を付した上で消費税等相当額を含めて補助金の交付決定を行い、消費税等相当額を含む額について額の確定を行うが、消費税等仕入れ控除税額が確定した段階で、事業実施主体を通じその額を返還させるものとする。

#### 第7 事業の着工

- 1 事業の着工は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合については、交付決定前に着手することができるものとする。
- 2 外注により行う場合においては、事業実施主体は複数の業者からの見積徴収を行うなど事業費の低減に向けた取組に努めるものとする。ただし、事業の着工前に実施された復旧工事、及び地域の実情に応じて早期の営農再開のために事業実施主体が不要と判断した場合には、この限りではない。

#### 第8 事業実績の報告

事業実施主体は交付決定に係る補助事業が完了したときは補助事業完了後30日以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書に必要な関連書類又はその写しを添えて知事に提出しなければならない。

#### 第9 財産処分の制限

県規則第20条本文ただし書きに定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日付農林省令第18号）を準用する。

#### 第10 事業の指導推進

本事業を実施するにあたり、市町、農林総合事務所、実施組織と密接な連携による実施体制の整備を図り、事業実施を推進するものとする。

#### 附則

この補助金交付要綱は令和6年4月1日から施行する。